

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則 ……………	高 校 教 育 課	1頁
	○ 三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則 ……	特 別 支 援 教 育 課	5頁
	○ 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	9頁
	○ 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	15頁
	○ 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	17頁
告 示	○ 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示 ……	教 育 財 務 課	29頁

規 則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第五号

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第一号様式 (第十七条関係)

第1号様式 (第17条関係)

誓 約 書

当校へ入学許可になりましたときは諸規則を守り学業に励みます。

現住所

本人氏 名 ④

生 年 月 日

上記の者が当校に在学中はその行動に責任を持ち、本人が授業料その他学校に納めるべきものを納めないことがある場合は私が直ちに納めます。

年 月 日

三重県立 高等学校長様

現住所

保護者 氏 名 ④

第二号様式 (第十九条関係)

第2号様式 (第19条関係)

保 証 人 届

宛て

(志願者名又は生徒名) の保証人を以下のとおり定めましたから届け出ます。

年 月 日

保護者住所
保護者名

㊞

保証人住所	
保証人名	
志願者又は生徒 との続柄・間柄等	

私は、三重県立学校の管理運営に関する規則第21条第2項に定める保証人として、
(志願者名又は生徒名) が三重県立 高等学校に在学中は、以下の
役割を果たすことを承諾します。

年 月 日

保証人住所
保証人名

㊞

- ア 生徒の健康、食生活及び日常生活に関する見守りを行うこと
- イ 生徒と日常的に関わり、生徒の状況を保護者や学校と共有すること
- ウ 生徒の病気やけがの際には、迅速に対応すること
- エ 必要に応じて、学校の教育活動に参加すること

第三号様式（第二十六条関係）

卒業証書	
校印	氏名
	生年月日
本校所定の高等学校 科の課程を卒業したことを証します	
年 月 日	
三重県立 高等学校長 氏 名 [㊟]	
契	
第 号	

第四号様式（第二十七条関係）

修了証書	
	氏名
	生年月日
本校所定の高等学校専攻科の課程を修了したことを証します	
年 月 日	
三重県立 高等学校長 氏 名 [㊟]	
契	
第 号	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第六号

三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則（昭和四十八年三重県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第1号様式（第10条関係）

入 学 願 書			
三重県立	学校	部 科第	学年に入学したいので申請します。
	年 月 日		
三重県立	学校長様		
	現 住 所		
	(ふりがな)		
	本 人		印
		年 月 日生	
	現 住 所		
	保 護 者		印

第2号様式（第13条関係）

誓 約 書

当校に入学許可になりましたときは、諸規則を守り学業に励みます。

年 月 日

三重県立 学校長様

現 住 所

本 人

印

年 月 日生

上記の者が当校に在学中は、その行動に責任を持ちます。

現 住 所

保 護 者

印

第3号様式（第14条関係）

保 証 人 届

三重県 郡 市 町 を保証人と定めましたので届け出ます。

年 月 日

三重県立 学校長様

現 住 所
本 人
保 護 者 印

上記のことに相違ありませんから在学中は保護者と同様の義務を負うことを保証します。

現 住 所
保 証 人 印

第四号様式 (第十九条関係)

卒 業 証 書	
校 印	氏 名
	年 月 日 生
本校所定の 部 の課程を卒業したことを証しま	
す	
年 月 日	
契	三重県立 学校長 氏 名 印
第 号	

第五号様式 (第十九条関係)

修 了 証 書	
校 印	氏 名
	年 月 日 生
本校幼稚部において 年保育の 課程を修了	
したことを証します。	
年 月 日	
契	三重県立 学校長 氏 名 印
第 号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第七号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
第二十五号様式から第二十八号様式までを次のように改める。

第25号様式（第6条の2関係）

年 月 日

三重県教育委員会 様

住 所

施設の名称

印

施設長氏名

公 開 施 設 承 認 申 請 書

三重県文化財保護条例施行規則第6条の2第1項の規定により、県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開施設の承認について申請します。

（添付書類）

- 1 博物館等の施設の設置に関する規約
- 2 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
- 3 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
- 4 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
- 5 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
- 6 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況を記載した書類
- 7 申請前5年間に行った県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開状況を示した書類
- 8 その他参考となる書類

ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第 26 号様式（第 6 条の 3 関係）

年 月 日

三重県教育委員会 様

住 所

施設の名称

印

施設長氏名

県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）公開届出書

下記のとおり県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）を公開したので、三重県文化財保護条例施行規則第 6 条の 3 の規定により届け出ます。

記

- 1 県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の名称及び員数
- 2 指定年月日
- 3 県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 博物館等の名称及び所在地並びに教育委員会教育長の承認を受けた年月日
- 6 展覧会の名称及び主催者
- 7 公開の期間
- 8 公開の期間中における管理状況

（添付書類）

- 1 県指定有形文化財（県指定有形民俗文化財）の公開状況を示した書類
- 2 その他参考となる書類

第 27 号様式（第 34 条関係）

年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名 印

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく、三重県文化財保護条例（昭和 32 年条例第 72 号）第 48 条第 1 項の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり届け出ます。

別 記 1

- 1 土木工事をしようとする土地の所在及び番地
- 2 土木工事をしようとする土地の面積
- 3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記 2

		市町村文書番号		
第 号・	年 月 日	・	年 月 日	

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
	遺跡の名称		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物 () 宅地造成		
	土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス等 土砂採取 農業基盤整備 その他農業 その他開発 ()		
工事の概要			
6 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7 施行責任者	氏名等：		
	住 所：		
8 着手時期	年 月 日	9 終了時期	年 月 日
10 参考事項			

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
------	------------------------

起 案	決 裁	発 送	引 継

第 28 号様式（第 34 条関係）

年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

住 所

氏 名 印

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘通知書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく、三重県文化財保護条例（昭和 32 年条例第 72 号）第 48 条第 1 項の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり通知します。

別 記 1

- 1 土木工事をしようとする土地の所在及び番地
- 2 土木工事をしようとする土地の面積
- 3 土木工事をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記 2

市町村文書番号

第 号・ 年 月 日 . 年 月 日

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等： ----- 住 所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス等 土砂採取 農業基盤整備 その他農業 その他開発（ ）		
工事の概要			
6 工事主体者	氏名等： ----- 住 所：		
7 施行責任者	氏名等： ----- 住 所：		
8 着手時期	年 月 日	9 終了時期	年 月 日
10 参考事項			

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
------	-----------------------

起 案	決 裁	発 送	引 継
-----	-----	-----	-----

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第八号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その一）から第二号様式（その三）までを次のように改める。

第2号様式（その1）（第7条関係）

利用カード交付申請書（個人用）

新規・更新・その他			
館 長	課 長	課 長	係

三重県立図書館長 あて
利用カードの交付を受けたいので申請します。

年 月 日

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・利用カードは、絶対、他人に貸したり、悪用したり
しません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守
ります。

確認	免・身・保・学・他	未
----	-----------	---

		利用者番号								
フリガナ		生年月日		年	月	日	←太枠の中をご記入ください			
氏 名		パスワード発行		・希望する	・希望しない					
現住所	(〒 —)						番地			
帰省先住所	(〒 —)						番地			
電 話	自宅	() — ()					様方			
	携帯	— —								
	勤務先	() — ()					(勤務先名称:)			
	帰省先	() — ()					様方			

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。

(規格 A5)

第2号様式（その2）（第7条関係）

利用カード交付申請書（施設用）

館 長	課 長	課 長	係

三重県立図書館長 あて
利用カードの交付を受けたいので申請します。

年 月 日

施 設 名
代表者職氏名

印

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・利用カードは、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

		利用者番号									
フリガナ											
施 設 名											
所 在 地	〒										
電 話 番 号		内 線		F A X							
		申込担当者名									

← 太枠の中をご記入ください

（規格 A5）

第2号様式（その3）（第7条関係）

利用カード交付申請書（団体用）

館 長	課 長	課 長	係

三重県立図書館長 あて
利用カードの交付を受けたいので申請します。

年 月 日

団 体 名
代表者名

印

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・利用カードは、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

		利用者番号										
フリガナ												
団 体 名												
代 表 者	住 所	〒						氏名				
	電話番号	自宅 携帯 勤務先		電話番号	自宅 携帯 勤務先							

← 太枠の中をご記入ください

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。

（規格 A5）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第九号

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県総合博物館条例施行規則（平成二十六年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第一号様式その一から第十号様式までを次のように改める。

第1号様式その1 (第4条関係)

三重県総合博物館 資料閲覧利用申請書
(当日閲覧用)

申請者記入欄

申請日	年 月 日		
申請者	利用証番号		氏名
	住所		
	電話		電話(携帯)
	E mail		
閲覧希望日 (予約して 閲覧したい 方にご記入 ください)	第一希望日	年 月 日	
	第二希望日	年 月 日	
	第三希望日	年 月 日	
	その他		
撮影の有無	有 / 無	※下記をご覧ください。	

閲覧申請資料

No.	閲覧	分類名 資料番号	資料名等	出	納
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※三脚・フラッシュ等の機材を用いた撮影、印刷物・WEB等への掲載については、別途「特別利用」の申請が必要となります。

--	--

博物館記入欄

受付日	年 月 日
閲覧日	年 月 日
担当	
備考	

第1号様式その2 (第4条関係)

三重県総合博物館 資料閲覧利用申請書
(予約閲覧用)

申請者記入欄

申請日	年 月 日		
申請者	利用証番号	氏名	
	住所		
	電話	電話(携帯)	
	E mail		
閲覧希望日	第一希望日	年 月 日	
	第二希望日	年 月 日	
	第三希望日	年 月 日	
	その他		
撮影の有無	有 / 無	※下記をご覧ください。	

閲覧申請資料

No.	閲覧	分類名 資料番号	資料名等	出	納
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※三脚・フラッシュ等の機材を用いた撮影、印刷物・WEB等への掲載については、別途「特別利用」の申請が必要となります。

--	--

博物館記入欄

受付日	年 月 日
閲覧日	年 月 日
担当	
備考	

第1号様式その3 (第4条関係)

三重県総合博物館 資料閲覧利用申請書
(県が保有していた歴史資料として重要な公文書等 閲覧用)

申請者記入欄

申請日	年 月 日			
申請者	利用証番号		氏名	
	住所			
	電話		電話(携帯)	
	E mail			
撮影の有無	有 / 無	※下記(3)をご覧ください。		

閲覧申請資料

No.	閲覧	分類名 資料番号	資料名等	出	納
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- (1) 文書に含まれる個人情報等、公開できない情報についての内容審査のため、閲覧までに2週間をめぐとした期間を要します。
- (2) 内容審査が終わり次第、博物館から閲覧日程について連絡いたします。
- (3) 三脚・フラッシュ等の機材を用いた撮影、印刷物・WEB等への掲載については、別途「特別利用」の申請が必要となります。

--	--

博物館記入欄

受付日	年 月 日
閲覧日	年 月 日
担当	
備考	

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

三重県総合博物館特別利用申請書
三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
団体名
代表者氏名 印
電 話

三重県総合博物館条例施行規則第4条の規定に基づき、下記の利用を申請いたします。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 教育活動のための利用 (3) 出版物等への掲載のための利用 (4) テレビ放送等への利用 (5) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧 (実測・拓本等) (2) 画像データの利用 (3) 複製・複写 (模写) (4) 撮影 (5) 転載 (転載元:) (6) その他 ()			
利 用 期 間 (発行予定日、放送予定日・時間)	【利用期間・発行予定日・放送予定日・時間】 年 月 日 () : ～ 年 月 日 () :			
利 用 場 所 (出版物・放送等 では掲載紙・番組 名など)				
利 用 資 料	資料番号	資 料 名	数量	備考
担 当 者	電話			
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 利用時間を遵守します。
 - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮します。
 - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により実施した出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。

第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日
号

(申請者) 三重県総合博物館資料特別利用許可書
様 三重県総合博物館長

年 月 日付で申請のあった資料の利用は、下記のとおり許可します。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 教育活動のための利用 (3) 出版物等への掲載のための利用 (4) テレビ放送等への利用 (5) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧 (実測・拓本等) (2) 画像データの利用 (3) 複製・複写 (模写) (4) 撮影 (5) 転載 (転載元:) (6) その他 ()			
利 用 期 間 (発行予定日、放 送予定日・時間)	【利用期間・発行予定日・放送予定日・時間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
利 用 場 所 (出版物・放送等 では掲載紙・番組 名など)				
利 用 資 料	資料番号	資 料 名	数量	備考
担 当 者	電話			
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守すること。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって利用すること。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意すること。
 - (3) 利用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けること。
 - (4) 利用時間を遵守すること。
 - (5) 他の利用者の迷惑とならないように配慮すること。
 - (6) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。
 - (7) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従うこと。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担すること。
- 資料等の利用により実施した出版物、印刷物等については2部送付すること。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

三重県総合博物館施設等利用許可申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
電 話

印

三重県総合博物館条例施行規則第5条の規定に基づき、下記の利用を申請いたします。

利 用 施 設				
利 用 設 備	設備・機械等	点数	設備・機械等	点数
利 用 日 時	年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
利 用 の 概 略	利 用 の 目 的			
	会 場 責 任 者 氏 名			
	観 覧 料 等 の 徴 収	有 / 無	円	
	図 録 等 の 販 売	有 / 無	円	
	設 備 等 の 設 置	有 / 無		
	利 用 者 数			
備 考				

- (1) 展覧会等で施設を使用するときは、展示資料の一覧を添付すること。
- (2) 設備等を設置するときは、概要を確認できる図面を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 号 日

三重県総合博物館施設等利用許可書

（申請者） 様

三重県総合博物館長

年 月 日付で申請のあった施設等の利用は、下記のとおり許可します。

利 用 施 設				
利 用 設 備	設備・機械等	点数	設備・機械等	点数
利 用 日 時	年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
利 用 の 概 略	利 用 の 目 的			
	会 場 責 任 者 氏 名			
	観 覧 料 等 の 徴 収	有 / 無	円	
	図 録 等 の 販 売	有 / 無	円	
	設 備 等 の 設 置	有 / 無		
	利 用 者 数			
備 考				
利 用 料	円			

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

三重県総合博物館施設等利用廃止（中止）届

三重県総合博物館長 宛て

住 所
団体名
代表者氏名
電 話

印

三重県総合博物館条例施行規則第7条の規定に基づき、下記の事由により博物館の施設等の利用を廃止（中止）したいので届け出ます。

利 用 施 設				
利 用 設 備	設備・機械等	点数	設備・機械等	点数
利 用 日 時	年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
廃止（中止） 事由及び期日	(事由)		年 月 日 時まで 中止・廃止	
備 考				

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

三重県総合博物館資料貸出許可申請書
三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
団体名
代表者氏名 印
電 話

三重県総合博物館条例施行規則第9条の規定に基づき、下記について申請いたします。

利 用 目 的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 展示活動のための利用 (3) その他 ()			
内 容	(1) 熟覧 (実測・拓本等) (2) 展示 (3) 複製・複写 (模写) (4) 撮影 (5) その他 ()			
貸 出 期 間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () : 【展示期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
利 用 場 所 (保管・展示場所)				
貸 出 資 料	資料番号	資料名	数量	備考
取 扱 責 任 者	電話			
輸 送 方 法				
備 考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守します。
 - (1) 資料等について善良なる管理者の注意をもって利用します。
 - (2) 施設、備品等の汚損、破損及び亡失防止に注意します。
 - (3) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けます。
 - (4) 貸出期間を遵守します。
 - (5) 利用者は、申請事項以外の目的、内容に資料等を使用しません。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去します。
 - (6) その他、利用に際しては博物館職員の指示に従います。
- 故意または過失により、資料等もしくは施設等を汚損、破損または亡失したときは、その修理または補充に要する費用を負担いたします。
- 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈いたします。
- 展覧会等で利用する場合、展覧会開催要項、展示会場、保管場所、警備体制、消防計画、職員体制、公開承認施設資格の有無等の資料を添付いたします。

第8号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日

三重県総合博物館資料貸出許可書

(申請者) 様

三重県総合博物館長

年 月 日付で申請のあった博物館資料の貸出は、下記の条件の下に許可します。

利用目的	(1) 学術上の調査研究のための利用 (2) 展示活動のための利用 (3) その他 ()			
内容	(1) 熟覧 (実測・拓本等) (2) 展示 (3) 複製・複写 (模写) (4) 撮影 (5) その他 ()			
貸出期間 (展示の場合は、展示期間)	【貸出期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () : 【展示期間】 年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
利用場所 (保管・展示場所)				
貸出資料	資料番号	資料名	数量	備考
取扱責任者	電話			
輸送方法				
備考				

- 利用者は次の各号に定める事項を必ず遵守すること。
- (1) 貸出を受けた者 (以下「借受人」という。) は、貸出を受けた資料 (以下「貸出資料」という。) を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 貸出に伴う一切の費用は、借受人が負担すること。
- (3) 借受人は貸出資料を故意又は過失により、汚損し、破損し、又は亡失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担すること。
- (4) 借受人は、貸出資料を本書記載事項以外の目的、内容に使用しないこと。デジタルデータの利用の場合は、利用終了後はデータを消去すること。
- (5) 使用後においては、現状に復し、博物館職員の点検を受けること。
- (6) 貸出期間を遵守すること。
- (7) その他、利用に際しては当博物館職員の指示に従うこと。
- (8) 資料等の利用により作成した図録・報告書等の出版物、印刷物等については2部寄贈すること。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

三重県総合博物館資料寄贈（寄託）申請書

三重県総合博物館長 宛て

申請者 住 所
 団体名
 代表者氏名 印
 電 話

三重県総合博物館条例施行規則第11条の規定に基づき、下記のとおり、資料を寄贈（寄託）したいので申請します。

資 料 名	数量	形状・寸法等
備 考		
寄託の場合、寄託期間 年 月 日から 年 月 日まで		

第10号様式（第11条関係）

第 年 月 日
号

三重県総合博物館資料受領書

(申請者) 様

三重県総合博物館長

年 月 日付で申請のあった資料の寄贈（寄託）は、下記のとおり、受領しました。

資 料 名	数量	形状・寸法等
備 考		
寄託の場合、寄託期間 年 月 日から 年 月 日まで		

証 印
印の裏面に「公益財団法人三重県総合博物館」

告 示

三重県教育委員会告示第11号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年4月25日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年三重県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第2号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

授 業 料 減 免 申 請 書

年 月 日

県立 高等学校長 様

県立 高等学校 全日制課程 科 第 学年
定時制

生徒氏名

保護者住所

電話 ()

保護者氏名

(生徒との続柄:)

下記の理由により、県立高等学校授業料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

理 由 (詳細に記入のこと)

学 校 受 付 欄

第1号様式の2（第6条関係）

授業料徴収猶予申請書

年 月 日

県立 高等学校長 様

県立 高等学校 全日制課程 科 第 学年
定時制

生徒氏名

保護者住所

電話 ()

保護者氏名

(生徒との続柄：)

下記の理由により、県立高等学校授業料の徴収猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

理由（詳細に記入のこと。猶予期間も明記のこと。）

学 校 受 付 欄

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日

高等学校長

三重県立

三重県立高等学校授業料減免等報告書（ 年 月分）

授業料減免等申請者のうち下記の者について、「三重県立高等学校長に対する授業料免除等の権限の委任に関する規程」に基づき、授業料の減免等をしたので報告します。

記

全日制 免除 _____人 減額 _____人 徴収猶予 _____人 計 _____人
 定時制 免除 _____人 減額 _____人 徴収猶予 _____人 計 _____人
 免除者内訳 合計 _____人

番号	新継の別	氏名	全定の別	学科	学年	期	間	交通遺児	備考
1	()					年 月 日	日から 日まで		
2	()					年 月 日	日から 日まで		
3	()					年 月 日	日から 日まで		
4	()					年 月 日	日から 日まで		
5	()					年 月 日	日から 日まで		
6	()					年 月 日	日から 日まで		
7	()					年 月 日	日から 日まで		
8	()					年 月 日	日から 日まで		
9	()					年 月 日	日から 日まで		
10	()					年 月 日	日から 日まで		

減額者内訳

番号	新継の別	氏名	全定の別	学 科	学 年	期	間	交通遺児	備 考
1	()					年	月 日 から 月 日 まで		
2	()					年	月 日 から 月 日 まで		
3	()					年	月 日 から 月 日 まで		
4	()					年	月 日 から 月 日 まで		
5	()					年	月 日 から 月 日 まで		
6	()					年	月 日 から 月 日 まで		
7	()					年	月 日 から 月 日 まで		
8	()					年	月 日 から 月 日 まで		
9	()					年	月 日 から 月 日 まで		
10	()					年	月 日 から 月 日 まで		

徴収猶予者内訳

番号	新継の別	氏名	全定の別	学 科	学 年	期	間	備 考
1						年	月 日 から 月 日 まで	

記入上の留意事項

- 新規の場合は「新」、継続の場合は「継」と記入し、() 内に前年度の免除・減額の別を併記してください。
- 全・定の別を記入してください。
- 交通遺児については、交通遺児欄に○印を付し、備考欄に事故により遺児となった年月と父母の別を記入してください。
- その他特に考慮すべき事項があれば、記入してください。
- 免除者、減額者の内訳は別紙としていただいても構いません。
- 減免等の決定をした月の翌月10日までに報告してください。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。